

【国民年金保険料について】

国民年金の保険料は、平成 16 年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成 29 年度に上限（平成 16 年度水準で 16,900 円）に達し、引上げが完了しました。その上で、平成 31 年 4 月から、次世代育成支援のため、国民年金第 1 号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成 16 年度水準で、保険料が月額 100 円引き上がり 17,000 円となりました。

実際の保険料額は、平成 16 年度水準を維持するため、国民年金法第 87 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、令和 8 年度の保険料額は以下の通りとなります。

	令和 7 年度	令和 8 年度
法律に規定された保険料額 (平成 16 年度水準)	17,000 円	17,000 円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	17,510 円 (+530 円) ※令和 6 年度は 16,980 円	17,920 円 (+410 円)

【在職老齢年金について】

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、厚生年金保険法第 46 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和 7 年度の支給停止調整額は以下の通りとなります。

	令和 6 年度	令和 7 年度
支給停止調整額	50 万円	51 万円